

寒川町道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月14日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第29号

寒川町道路占用料条例の一部を改正する条例

寒川町道路占用条例(昭和63年寒川町条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,880円
	第2種電柱		2,890
	第3種電柱		3,890
	第1種電話柱		1,680
	第2種電話柱		2,690
	第3種電話柱		3,690
	その他の柱類		170
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下電線その他地下に設ける線類	10	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,640
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,010
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,360
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	1,410
広告塔	表示面積1平方メー	4,730	

		トルにつき1年	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,360
法第32条第1項第2号に掲げる工作物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	70
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		100
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		150
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		200
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		300
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		400
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		700
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,010
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,010
	外径が2メートル以上のもの		4,030
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	3,360
法第32条第1項第4号に掲げる	歩廊	トルにつき1年	180
	その他のもの		280

げる施設				
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		$A \times 0.005$
		階数が2のもの		$A \times 0.008$
		階数が3以上のもの		$A \times 0.01$
	上空に設ける通路			2,360
	地下に設ける通路			1,420
	その他のもの			280
法第32条第1項第5号に掲げる施設	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	47
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1日	470
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	470
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,730
	標識		1本につき1年	2,690
	旗ざお	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	1本につき1日	47
		その他のもの	1本につき1月	470
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを)	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	47
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1年	470

	除く。)		トルにつき1月	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,730
		その他のもの		2,360
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	470
前各項に該当しないもの			前各項に準じて町長が定める額	

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 Aとは、地方税法(昭和25年法律第226号)第380条第1項の規定により備え付けられた固定資産課税台帳に登録された近傍類似地の1平方メートル単位価格をいうものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた占用に係る占用料について適用し、同日前に許可を受けた占用に係る占用料については、なお従前の例による。